

【別紙2】

東北観光 DMP 使用ルール

東北観光 DMP 使用ルール（以下「本ルール」）は、一般社団法人東北観光推進機構（以下「東観推」）が提供する東北観光 DMP（以下「DMP」）の使用ルールを定めるものです。DMP の使用に当たっては、本ルールを遵守してください。

1. 定義

本ルールにおいて使用する用語の定義は、次のとおり定めるものとします。

- (1) 「使用者」とは、「2. DMP の使用者」に定める者をいいます。
- (2) 「格納データ」とは、DMP に格納している各種データをいいます。
- (3) 「ダウンロードデータ」とは、DMP からエクセル形式で保存したローデータをいいます。
- (4) 「成果物」とは、使用者が本ルールに従って DMP を使用し、作成したデータ及び資料等の二次著作物のことをいいます。
- (5) 「有償データ」とは、海外動態データ、国内動態データ、消費購買データをいいます。
- (6) 「アカウント」とは、テナント ID 及びユーザー ID、パスワードによって構成される使用者を識別する情報をいいます。

2. DMP の使用者

DMP の使用者は、次の団体の所属者とします。

- (1) 東観推
- (2) DMP 参入県市（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・仙台市）
- (3) (1) 及び (2) と協議のうえ、使用を認められた団体

3. アカウントの管理

アカウントの管理については、次のとおり定めるものとします。

- (1) アカウントは、付与を受けた団体が責任をもって管理するものとします。
- (2) 1 アカウントにつき、ログインできる人数は1名とします。
- (3) アカウントの付与数について、2. (2) で定める使用者については「3」、2. (3) で定める使用者については「1」を原則としますが、これを上回るアカウントの付与を希望する場合は、それに要する費用を負担するものとします。
- (4) アカウントの管理不十分等により使用者に生じた損害について、東観推は一切の責任を負わないものとします。
- (5) アカウントが第三者によって使用されたことにより東観推に損害が生じた場合、使用者は東観推に対し、損害を賠償する責任を負うものとします。
- (6) アカウントについて、本ルールで定める使用者以外に開示、漏洩及び紛失した場合、

またはアカウントが第三者に不正に使用されていることを知った場合には、直ちに東観推にその旨を連絡するとともに、東観推の指示に従うものとします。

- (7) DMP を使用する場合は、BI ツール提供企業であるウイングアーク 1st 株式会社の「MotionBoard Cloud 利用約款」を遵守するものとします。
(別添) ウイングアーク 1st MotionBoard Cloud 利用約款

4. ダウンロードデータの提供

ダウンロードデータの提供については、次のとおり定めるものとします。

- (1) 使用者は、ダウンロードデータを DMP 参入县市所在の自治体及びDMO に対し提供することができます。
- (2) 提供において、使用者は東観推へ事前に連絡することとします。

5. 成果物の配布及び公開

成果物の配布及び公開については、次のとおり定めるものとします。

- (1) 成果物を配布及び公開する場合は、次の表のとおりとします。

データ種別	実数値の外部公開	東観推への事前連絡	出典の記載方法
国内動態	可	不要	出典：東北観光 DMP (データ提供元：株式会社 Agoop)
海外動態	可	不要	出典：東北観光 DMP (データ提供元：株式会社 インテージ)
消費購買	<u>不可</u>	<u>要</u>	出典：東北観光 DMP
その他	可	不要	出典：東北観光 DMP

- (2) 消費購買データは実数値の外部公開（HP での公開、外部出席者を含む会議での資料として使用等）を不可としていることから、資料を公開する場合、数字の他、グラフ等の単位を含めてマスキングを行うものとします。なお、順位や割合（円グラフ）など、実数値を特定できない表現を用いる場合は公開可能とします。
- (3) 消費購買データを使用した資料を外部公開する場合は、事前にマスキング加工を行った資料のデータ送付と併せて東観推へ連絡し、承諾を得るものとします。
- (4) ウェブサイトにおいて公開する場合は、二次加工ができないようなファイル形式（PDF ファイル等）にするほか、無断転載を禁止する旨を明記することとします。

- (5) 有償データの使用に当たっては、データ提供事業者の利用規約を遵守するものとします。

(別添)

海外動態：株式会社インテージ 「モバイル空間統計データの利用上の禁止事項」

国内動態：株式会社 Agoop 「流動人口データ提供利用規約」

6. 業務委託による使用

業務委託による使用については、次のとおり定めるものとします。

- (1) 2. DMP の使用者に定める (1) 及び (2) の使用者は、格納データの分析等に係る業務を第三者に委託することができます。
- (2) 委託する場合は、使用者は当該業務に係る仕様書に DMP を使用する旨を明記するとともに、東観推へ事前に報告を行うこととします。
- (3) 業務を受託した団体（以下、「受託者」）には、当該業務に必要な数のアカウントを付与しますが、それに要する費用は使用者又は受託者の負担となり、アカウントの使用期間は委託契約期間内に限ります。
- (4) 受託者は、当該業務に係る仕様の範囲内で DMP を利用するものとし、仕様の範囲を超えて受託者が DMP で得た一切の情報について外部公開することを禁止します。
- (5) 受託者は、ダウンロードデータを受託期間終了後は全て削除するものとします。

7. 禁止行為

DMP の使用に当たって、以下の行為及びこれに類する行為を禁止します。

- (1) 本ルールで定める範囲を超えて利用する行為
- (2) 東観推の承諾を得ずに、本ルールで定める範囲を超えて、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、様態を問わず第三者に開示または閲覧・利用させる行為
- (3) その他、東観推が不適切と判断する行為

8. その他

その他本ルールで定めのない事象による問題が発生した場合は、その都度東観推と協議するものとします。

附 則

本ルールは 2023 年 4 月 1 日から施行する

本ルールは 2024 年 6 月 7 日に改定する

「MotionBoard Cloud 利用約款」

本「MotionBoard Cloud 利用約款」(以下「本約款」といいます)は、ウイングアーク1st株式会社(以下「ウイングアーク」といいます)が提供するクラウドサービスである「MotionBoard Cloud」のサービス(MotionBoard Cloud for Salesforce 等の各サービスを含み、以下「各サービス」といいます。各サービスを総称して「本サービス」といいます。)をご利用されるお客様に適用されるものとし、お客様は、本サービスの利用をお申込みいただいた時点で本約款の内容に同意したものとみなします。なお、本約款の他、本サービスのご利用につき各サービス毎に個別の約款、規約、ガイドライン、ポリシー等(以下「規約等」といいます。)が付加される場合があります。各サービスご利用の際にこれらの規約等についても内容をご確認ください。各サービスをご利用いただいた時点で、お客様は、これらの規約等の内容についても同意したものとみなします。また、ウイングアークの販売代理店がお客様に本サービスを提供する場合には、本契約はお客様とウイングアークの販売代理店と本サービスの提供に関する全ての関係にも適用されます。また、ウイングアーク所定の本サービスの利用申込みに関する書面に署名または記名・押印した行為者がお客様の使用者またはその他代理人である場合、当該行為者は、お客様に効果を帰属させる権限またはその代理権限が与えられていることをお客様は表明し保証するものとし、かつ、その行為はお客様を代理してお客様のために実行され、その効果はお客様に帰属するものとします。

第1条 (定義)

本約款における用語の定義は以下のとおりとします。

- ①「お客様」とは、本約款を承認のうえ、ウイングアーク所定の手続に従い本サービスの利用をお申込み、ウイングアークによって本サービスの利用を許諾された法人またはそれに準ずる団体をいいます。
- ②「利用ユーザ」とは、お客様の管理のもと、各サービスの利用者としてお客様が設定した個人をいいます。
- ③「ユーザアカウント」とは、各サービスを利用するための権利であって、利用ユーザごとに設定されるIDおよびパスワードをいいます。
- ④「本注文書」とは、本約款を同意のうえ、本サービスの申込みを行うための注文書類(申込書その他の添付書類を含みます)で、お客様とウイングアーク(およびお客様とウイングアークの販売代理店の場合を含みます)との間で、随時契約として締結されるものを意味します。本注文書は、本約款を参照することによって、本契約に組み込まれたものとみなされます。
- ⑤「有料サービス」とは、お客様が本注文書に基づきお申込みされる本サービスで、無料トライアル(第5条に記載)に従って提供される本サービスとは区別されるものを意味します。
- ⑥「サービスシステム」とは、主として本サービスの用に供することを目的とした設備で、ウイングアークが設置するものをいいます。
- ⑦「テンプレートプログラム」とは、ウイングアークまたはウイングアークが別途指定した者から本サービスを通じて提供されるものであって、本サービス上でのみ使用できる各サービスに関する、テンプレート・カスタムアプリ等のプログラムおよび本サービスのカスタマイズ等の目的で提供される JavaScript ファイル等のスクリプトをいいます。
- ⑧「情報提供サービス」とは、各サービスの内容の一つであって、ウイングアークから提供される各種の情報(ex.統計データ等を含むがこれに限られない)を閲覧・参照することを目的としたサービスをいいます。
- ⑨「販売代理店」とは、ウイングアークが提供する各種クラウドサービスを販売する契約をウイングアークと締結した法人またはそれに準ずる団体をいいます。

第2条 (契約の成立等)

- 1.お客様が、ウイングアーク所定の方法で本サービスに申込み(販売代理店を経由して申し込む場合を含む)、ウイングアークが当該申込みを承諾のうえお客様に対して通知したときに、本約款に基づく本サービスの提供に関する契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。なお、当該お客様による申込みからウイングアークの10営業日以内にウイングアークおよび販売代理店からお客様に対して通知がない場合には当該申込みは拒絶されたものとみなされます。
- 2.本注文書により本サービスに申込み頂くお客様は、本契約を締結する権限を有する一人(またはそれに準ずる団体)であるものとします。
- 3.お客様は、本注文書について、現在の正確かつ完全な情報を記入するものとし、虚偽の記載を行ってはなりません。また、お客様は、前項に基づきウイングアークに対して本サービスへの申込みを行った後は、ウイングアークの事前の書面による承諾なく、申込み内容の変更または撤回はできないものとします。また、本契約成立後においては、第6条第1項で定める契約期間中、お客様は本契約を解約できず、またいかなる作爲または不作為にかかわらず、申込みした本サービス(利用ユーザのID数など)を削減できないものとします。
- 4.ウイングアークは、お客様による本サービスの申込みについて、各事項等を確認し審査する場合があります。従って、ウイングアークは必ずしも申込み順に承諾するものではありません。
- 5.ウイングアークは、各申込みが、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申込みを承諾しない、または本契約を解除することができるものとします。なお、次の各号のいずれに該当しない場合であっても、ウイングアークは、その単独の裁量により、お客様の申込みを承諾しないことができるものとします。① 不実の内容にて申込みが行なわれた場合。② 当該申込み者が、過去にウイングアークが提供する各サービスにおいて契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとウイングアークが判断した場合。③ 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとウイングアークが判断した場合。④ その他ウイングアークが業務の遂行上著しい支障があると判断した場合。

第3条 (本サービスの利用)

- 1.ウイングアークは、本契約、本約款、本注文書および別途ウイングアークが通知する本サービス内容に従い、お客様に対して、日本国内において、非独占的、譲渡不能でかつお客様の内部業務目的でのみ本サービスを利用できる権利を許諾します。
- 2.ウイングアークは、お客様に対し、各サービス毎に、利用ユーザのID数に応じてユーザアカウントを発行します。お客様は、ユーザアカウントを自己の責任において管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、または、担保に供する等いかなる処分もしてはなりません。また、お客様のユーザアカウントが第三者に利用されたことによりお客様が損害を被った場合においても、ウイングアークは一切責任を負わないものとします。
- 3.本注文書に別段の定めがない限り、本サービスは、特定された数を超える利用ユーザはアクセスすることができません。本サービスは、特定された利用ユーザのためのものであり、2名以上の利用ユーザにより共有または利用することはできませんが、従前の利用ユーザが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前の利用ユーザに代わる新規の利用ユーザに割り当て直すことができます。
- 4.お客様は、本注文書によって購入した本サービスの利用数量を超えて利用する(以下「超過利用」といいます)場合、本サービスの利用数量を追加で購入(以下追加購入した利用数量を「追加購入分」といいます)がするものとします。
- 5.ウイングアークは、本サービスの利用に関する一般的取扱方法や制限(本サービスによりお客様のデータが保持される最大日数等を含むがこれに限られません)を設け、またこれらを変更することができるものとします。お客様は、本サービスの利用について、将来提供予定の機能または特徴の提供を条件とするものではなく、また将来提供予定の機能または特徴に関するウイングアークの口頭または書面による対外的なコメントに依存するものではないことに同意するものとします。

第4条 (利用ユーザ)

- 1.お客様は、ウイングアークから発行されたユーザアカウントについて、その数量の範囲内で、利用ユーザに対しユーザアカウントを設定することができます。そして、利用ユーザとしてユーザアカウントの設定された方が各サービスを利用できるものとします。ただし、その場合、お客様が当該利用ユーザに本約款および規約等の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。利用ユーザが本約款または規約等に違反した場合、ウイングアークは、当該違反をお客様による違反とみなすことができるものとします。
- 2.お客様は、別途ウイングアークが書面で承諾した場合を除き、一つのユーザアカウントを複数人で共有して利用させることはできません。

第5条 (無料トライアル)

- 1.ウイングアークは、お客様に対して本サービスを無料のトライアルとして提供できることとし、当該トライアルの期間(以下「無料トライアル期間」という)は、本注文書に記載された利用開始日から30日、またはお客様が本注文書に記載した有料サービスの利用開始日の何れか早く到来する日まで継続します。ただし、無料トライアル期間についてお客様とウイングアークで別途合意した場合はこの限りではないものとします。なお、お客様が本サービスを無料トライアルで利用することを選択し、当該無料トライアル期間内に有料サービスに移行しなかった場合は、本契約は無料トライアル期間の満了と同時に終了するものとします。
- 2.ウイングアークは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用される場合、お客様の同意を得ることなく、本サービスの改良その他の事由のために保存データの一部または全部を削除することができるものとします。

3.ウイングアークは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用する場合、本約款第 14 条で定める保存データの保管義務および第 8 条で定める技術サポート提供等の義務を負わないものとし、本契約に関してウイングアークの帰責事由に起因してお客様が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、ウイングアークがお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

第 6 条 (サービスの利用開始日/契約期間)

1.本契約は、ウイングアークがお客様の本注文書による申込みを承諾した時に発効するものとし、その契約期間は、お客様が本注文書に記載した期間とします。ただし、本注文書に別段の定めがある場合を除き、契約期間の期間満了 30 日前までにお客様またはウイングアークが相手方に対して解約の意思表示をしない場合、本契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
2.前項にかかわらず、本注文書に記載された初年度の契約期間が 12 か月に満たない場合、初年度後契約期間を 1 年間更新すること必須とし、その後は前項但書に従うものとするにお客様は同意します。

第 7 条 (有料サービスの利用料金)

1.お客様は、本注文書に従い、本契約に基づく利用料金を支払うものとします。なお、利用料金は本サービスの申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。また、お客様からウイングアークに対して支払済みの利用料金については、事由の如何を問わず返金されないものとします。
2.ウイングアークは、本注文書に記載のある利用開始日以後にお客様に対し請求を行います。ただし、本注文書に別段の定めがある場合はその限りではありません。本注文書に別段の定めがない限り、請求された料金は、当該利用開始日の翌月末を支払期限とし、契約期間を更新した場合も同様とします。お客様は、契約期間中は、ウイングアークに対し、完全かつ正確な請求情報および連絡先情報を提供し保持する責任を負います。
3.お客様は、追加購入分についてウイングアークが別途提示した期日までに支払うものとします。
4.ウイングアークが何れかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、ウイングアークの判断で、次の何れか、または双方の措置を取ることができます。① 当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、各月の末残高に対し年率 14.6%の遅延損害金を加算して請求すること。② 前項の定めよりも短期の支払条件を、将来の本契約の更新および本注文書の条件とすること。
5.お客様とウイングアークとの間で他の契約(本契約以外の契約を指します。)が締結されている場合において、お客様が、当該他の契約に基づく金銭債務の履行を 30 日以上遅滞している場合、ウイングアークは、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができるものとします。
6.前各項にかかわらず、お客様が販売代理店を経由し利用料金を支払う場合、利用料金および支払条件はお客様と販売代理店、販売代理店とウイングアークそれぞれで取り決めるものとします。ただし、ウイングアークに対して利用料金が支払われた時点で、お客様による利用料金の支払義務が履行されたものとします。

第 8 条 (技術サポート)

1.ウイングアークは、お客様に対して、ウイングアークが別途定めるサポートポリシー(Web サイト URL:<https://cs.wingarc.com/ja/supportpolicy?brand=motionboardc>)の内容および当該 Web サイトに関連するサイトを含みます。以下総称して「サポートポリシー」といいます)に従い、ウイングアーク所定の方法で本サービスの技術サポートを提供します。なお、サポートポリシーは、ウイングアークの裁量によって変更することができるものとし、技術サポートを提供する時点で有効な最新版が適用されるものとします(URL のアドレス自体の変更をする場合は、変更前にお客様に対してサポートポリシー上に変更後の URL (リンク先)を表示するものとします)。また、お客様は、本サービスの技術的なサポートは、ウイングアークのみに連絡するものとし、ウイングアークによる技術サポート提供に必要な協力(障害原因の切り分け等を含むがこれに限られない)を行うものとします。
2.ウイングアークによる技術サポートは、次の条件を前提に提供するものとします。①本サービスを利用する前提となるお客様のコンピュータの OS(オペレーティング・システム)および前提ソフトウェアが製造元の通常サポート対象となっていること。②本サービスの技術サポートをウイングアークから提供する場合において、ウイングアークの製品、サービスに起因するかまたはウイングアークの製品、サービス以外の製品、サービス(以下「第三者製品等」といいます)に起因するか切り分けの必要性がある場合、お客様はウイングアークに対して、お客様による当該第三者製品等の製造元への問合せ等、切り分けに必要な協力すること。また、技術サポート提供に伴い、お客様が実施されるシステム検証等の費用については、お客様にて負担すること。

第 9 条 (財産権)

1.本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、ウイングアークまたはウイングアークにソフトウェア、モジュール等の利用を許諾した第三者(以下「原権利者」といいます。)がこれを保持し、ウイングアークがお客様に対して本約款により明確に許諾したものを除くすべての権利は、ウイングアークまたは原権利者に留保されるものとします。
2.本約款に記載されている「MotionBoard」その他のウイングアーク製品またはサービス等の名称は、ウイングアークの商標もしくは登録商標です。

第 10 条 (テンプレートプログラム等)

1.お客様は、本サービスに基づき、ウイングアークまたはウイングアークが指定する者から提供されるテンプレートプログラムを、お客様が本サービスで利用する範囲において、複製および改変できるものとします。ただし、当該提供時に、別途ウイングアークにより規約等が設けられている場合は、当該規約等の内容に従って利用するものとします。
2.テンプレートプログラムの保証については、第 19 条(無保証および免責)に定めるとおりとします。
3.お客様は、本サービスと連携して第三者の提供するプログラムまたはハードウェア等(以下総称して「第三者プログラム等」といいます)を利用する場合(ex.本サービスに関するお客様のデータを当該第三者プログラム等に保存する場合を含むがこれらに限られない)、当該第三者プログラム等および当該第三者プログラム等と本サービスの連携利用にお客様が損害を被ったとしてもウイングアークが一切の責任を負わないことに同意するものとします。
4.ウイングアークが提供するクライアントプログラム(ツールを含む)は、第 12 条(制限事項)にかかわらず、お客様の内部組織の役員および従業員等(以下総称して「従業員等」といいます)に対してのみ複製し配布することができるものとします。お客様の従業員等が当該複製・配布されたクライアントプログラムをインストールした場合、お客様は、当該インストールを行った従業員等を含め、本約款のすべての条件に同意していることを保証するものとします。

第 11 条 (情報提供サービス)

1.お客様は、次条の範囲内において、本サービスで利用する範囲において情報提供サービスを閲覧・参照できるものとします。ただし、提供時に規約等が設けられている場合またはウイングアークの書面による明示的な許諾がある場合は、当該規約等または当該許諾の内容に従って利用するものとします。
2.情報提供サービスの保証については、第 19 条(無保証および免責)に定めるとおりとします。
3.情報提供サービスに関して、お客様が次条を含め本約款の各条項の一に違反した場合、本約款の別段の定めにかかわらず、ウイングアークはウイングアークの裁量において、直ちに本サービスの中断・停止または本契約の解約ができるものとし、かつ、当該違反によりウイングアークに損害が生じた場合にはお客様に対して損害賠償を請求できることをお客様は承諾するものとします

第 12 条 (制限事項)

お客様は、本約款またはウイングアークの書面による事前の承諾により明示的に許諾を受けていない限り、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ①本サービスを自己の内部業務目的以外で利用する行為
- ②本サービスあるいは本約款に基づき付与された権利について、許諾範囲を超える利用、許諾、本サービスの複製(本サービスに含まれる情報・コンテンツのダウンロード等の手段を含むがこれに限られない)・改変、第三者への再使用(利用)許諾、再販、頒布および譲渡等する行為
- ③インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼ること、他のサーバその他のインターネットベースの機器上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」することおよび「ミラー」する行為
- ④本サービスを改ざんまたは消去し、あるいは本サービスを構成するソフトウェアを変更、改良、解析(リバースエンジニアリングを含む。)、逆アセンブルおよび逆コンパイルする行為
- ⑤他者になりすまして本サービスを利用する行為、あるいはパスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウントもしくはコンピュータシステム、または本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為
- ⑥ウイングアークおよび他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為 ⑦ ウィルス等の有

害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為

⑧ウイングアークまたは第三者の名誉、プライバシー、信用または財産権等の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為

⑨法令、条例等に違反する行為もしくは公序良俗に反する行為

⑩ウイングアークが定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法またはウイングアークが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為

⑪ウイングアークが提供する本サービスの運営を妨げる行為

⑫本サービスを日本国外で利用する行為

⑬前各号の趣旨に照らし、ウイングアークが不相当と判断した行為

第 13 条（アクセス権）

お客様は、ウイングアークが技術的な問題の解決のため、またはお客様からの要望に基づくソリューションを提供するために、お客様による所定の手続後、お客様のユーザアカウントを利用して、本サービス（お客様のデータを含みますがこれに限られません）にアクセスすることがあることに同意するものとします。なお、お客様の依頼によってサポートポリシーを超える対応をウイングアークが行った場合、お客様は、当該対応に係る費用をウイングアークに対して支払うことに同意するものとします。

第 14 条（お客様のデータの利用等）

1.お客様は、本サービスの契約期間において、お客様および利用ユーザが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報（以下「保存データ」といいます）について、バックアップを取っておくなど、ウイングアークの設備の故障その他の理由によるデータの消失に備え、自らの責任と費用で必要な措置をとるものとします。

2.お客様は、本データの返却が必要な場合、本契約（無料トライアルを除く）の終了後の翌日から 30 日間（以下「返却期間」といいます）において、本サービスから本データをダウンロード等で保存するものとします。ウイングアークは、返却期間経過後で、かつ、本契約の終了後 180 日以内に保存データを消去もしくは削除するものとします。ただし、返却期間にかかわらず、MB クラウド録画機能による保存データは、当該機能のオプション契約または本契約の解約日をもって消去および削除するものとします。お客様は、保存データの保管、削除、バックアップ等に関して、お客様または第三者に損害が生じた場合でもウイングアークが一切の責任を負わないことにつき、同意するものとします。

3.ウイングアークは、お客様の同意を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データおよび本サービスに記録されるログ等のデータを任意でバックアップできるものとします。

4.ウイングアークは、次の目的に照らし必要があるとウイングアークが判断した場合を除き、保存データに対し、監視およびアクセスを行うことはありません。① サービスシステムの安全な運営のため。② 本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため。③ 本サービスの技術サポート上の問題に関してお客様からウイングアークに要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため。

5.ウイングアークは、お客様の承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、次に掲げる場合に該当するとウイングアークが判断した場合については、お客様の承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。① 法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の手續上必要とされる場合。② ウイングアーク、または第三者の権利を保護するために必要な場合。

6.本サービスの一部として、ウイングアークの提携先企業（本サービスに含まれる情報・コンテンツの提供元である企業等を指すがこれに限られない。以下「提携先」という）のサービス（以下「当該サービス」といいます）と連携する場合があります。お客様が当該サービスを含む本サービスを利用する場合には、ウイングアークは、次条にかかわらず、当該サービス利用に関するデータ（当該サービスの利用実績を含むがこれに限られない）を提携先に提供できるものとします。

7.ウイングアークは、本サービスの提供、品質向上、利用環境の性能向上、お客様からの問い合わせ対応のため、お客様のアクセスログを利用することがあります。

第 15 条（秘密保持）

1.本契約において秘密情報とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が、その形態および媒体にかかわらず、相手方（以下「受領者」といいます）に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたか、または情報の性質および開示の状況に鑑みて、秘密であると合理的に理解されるべきものをいうものとします。なお、秘密情報には、次の情報が含まれますが、それらに限定されず、かつ次の情報には秘密である旨の指定を要さないものとします。① 本契約の条件、② 開示者の事業、マーケティング計画、テクノロジーおよび技術情報、製品設計、財務情報およびビジネスプロセス、③ 本サービス、④ お客様のデータ

2.次に該当する情報は、その該当する範囲内において秘密情報とはみなされないものとします。

① 開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報、② 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報、③ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報、④ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報

3.次項および第 5 項を条件として、また開示者が明示的に書面に別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとします。

① 本契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲でのみ、開示者の秘密情報を使用すること、② 開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員、再委託業者およびその従業者に対してのみ、受領者が本契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ開示すること ③ 契約期間中およびその終了後 2 年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示を防止すること ④ 受領者が開示者の秘密情報を開示した者が、上記①②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守し（次項および第 5 項を条件とする）、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも本契約に定めるものと同等に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること。

4.前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。ただし、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知（法的に許容される限り）を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示もしくは使用を防止もしくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。

5.第 3 項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務の専門家に対して、真正な法令、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。ただし、開示者は、それらの者が第 3 項の（①②および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。

6.各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の取締役、役員、代理人、従業員、開示者が承認した再委託業者およびその従業者が遵守することを確認するものとします。

7.各当事者は、受領者が本条の条項の何れかに違反したまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、従って、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反の虞に対する差止め命令による救済を求める権利を有することに同意するものとします。

8.本契約の満了時、解除時、解約時またはそれ以前の時における開示者の書面による要請に基づくもののほか、受領者は以下の義務を負うこととします。(a) 形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料のすべての原本および複製物で、受領者の所有または管理下にあるものを、開示者の指示に従い、速やかに開示者に引き渡し、もしくは、廃棄または消去するものとします。(b) 受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。上記にかかわらず、本契約満了、解除または解約による本サービスの終了後のお客様のデータの返還または廃棄に関するウイングアークの義務については、前条第 2 項にのみ準拠するものとします。

第 16 条（本サービスの一時中断・停止等）

1.ウイングアークは、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断もしくは停止することができるものと、これに対し何らの責任も負担しないものとします。なお、この場合、ウイングアークは、その事由の発生から 6 時間以上前までに本サービスが停止される時期をお客様に対し通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない事由の場合はこの限りではないものとします。① サービスシステムの保守・工事等の計画停止、障害またはその他やむを得ない事由がある場合、② 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止した場合、③ ウイングアークの合理的管理を超える状況（不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議）が発生した場合、④ ウイングアークの設備に不正アクセス等がなされた場合、または不正アクセス等が行われていると疑われる場合、⑤ 当該サービスを提供する提携先が別途中断・停止等の事由を定め、当該事由が生じた場合、⑦ 本サービスの適切な運用をすの上でウイングアークが本サービスの一時中断もしくは停止が必要と判断した場合。

2.前項のほか、ウイングアークは、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を中断または停止する措置をとることができるものと、これらに対し何らの責任を負わないものとします。

3.ウイングアークは前二項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をウイングアークが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、ウイングアークはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

第 17 条(お客様の事由による本サービスの中断・停止)

- 1.ウイングアークは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合その他次の各号に準ずる状況が認められる場合は、期間を定めてお客様に対する本サービスの一部または全部の提供を中断または停止できるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。① 本サービスの利用申し込み、その他ウイングアーク所定の手続に際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき ② 第 12 条(制限事項)のお客様の義務の規定に違反したとき ③ 仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき ④ 公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき ⑤ 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき ⑥ 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき ⑦ 支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき⑧ 前各号に掲げる場合のほか、本約款に違反する行為でウイングアークの業務の遂行またはウイングアークのサービスシステムに支障を及ぼすおそれがある行為をしたとウイングアークが判断したとき、または、お客様の本サービスの利用態様が、ウイングアークまたは他のお客様の利益を損なう恐れがあるとウイングアークが判断し、その利益保全のために他にとり得る効果的な手段がないとき。
- 2.ウイングアークは前項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をウイングアークが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、ウイングアークはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。
- 3.本条に基づく本サービス提供の中断または停止の期間が 30 日を越えた場合、ウイングアークは保存データの消失等について責任を負わないものとします。

第 18 条(お客様の責任)

- 1.本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、お客様は遵守する責任があるものとします。
- 2.お客様は、ユーザアカウントの無断使用、もしくは情報セキュリティ違反あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにウイングアークに連絡するものとします。また、本サービスを構成するソフトウェアやコンテンツ、ドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとします。なお、ウイングアークは、お客様の通信もしくはデータへの第三者による無断アクセスもしくは改変、お客様が本サービス上で送信もしくは受信される情報(ウイングアークが実際に受信したかどうかにかかわらず)、データ、またはお客様が行った本約款の違反に基づく結果について、一切責任を負わないものとします。
- 3.本契約に別途定めがある場合を除き、お客様は、本サービスの利用に関して第三者との間で生じた紛争等は自己の責任と費用において解決し、ウイングアークまたは第三者に迷惑をかけず、何らの損害を与えないものとします。
- 4.お客様が本約款の各条の一に違反した場合、本契約に別途定めがある場合に加え、ウイングアークは直ちに本サービスの停止および本契約の解約ができるものとし、かつ、その結果ウイングアークに損害が生じた場合、ウイングアークはお客様に対して損害賠償を請求できることを承諾するものとします。

第 19 条(無保証および免責)

- 1.本サービスは、現状有姿のまま提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。ウイングアークは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウイルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証をいたしません。また、いかなる仕様変更の義務も負いません。
- 2.インターネットは、インターネットの利用度や電子取引等のデータ通信量などにより、制限されたり、遅れたりすることがあることをお客様は同意するものとします。
- 3.ウイングアークは、保存データについていかなる理由においても破損または消失してもお客様または第三者に対して一切の責任を負わないことをお客様は同意するものとします。また、前項による遅延や遅延による保存データの破損または消失(本サービスに関連する SFDC(第 31 条で定義される)の Sandbox 組織でデータの破損や消失等が発生した場合を含むがこれ等に限られない)等についてもウイングアークは一切責任を負わないものとします。
- 4.ウイングアークは、以下の損害については責任を負わないものとします。①天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因してお客様に生じた損害、②ウイングアークの設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合などお客様の通信環境の障害に起因してお客様に生じた損害、③第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因してお客様に生じた損害、④本サービスの提供にあたり用いられているウイングアークの設備などへの第三者による不正アクセスまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもって防ぐことができないもの起因してお客様に生じた損害、⑤ウイングアークが製造したものではないハードウェアまたはウイングアークが制作したものでないソフトウェアおよびデータベースに起因してお客様に生じた損害、⑥権限のある行政機関等の命令または法令に基づく強制的な処分に起因してお客様に生じた損害、⑦その他ウイングアークの責めに帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害。
- 5.ウイングアークは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。ウイングアークは、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容について一切責任を負わないものとします。

第 20 条(責任の限定)

- 1.いかなる場合も、本契約に起因または本契約に関連するウイングアークの責任は、契約責任、不法行為責任、またはその他の責任理論に基づくものかを問わず、自己に帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害について賠償責任を負い、かつ、その範囲は本契約に基づきウイングアークが受領した利用料金の直近 6 カ月分(初年度費用その他料金を含まない)を超えないものとします。
- 2.ウイングアークは、お客様に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、間接、特別、偶発的、結果的、補填または懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合もしくは予見すべきであった場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

第 21 条(解除)

- 1.ウイングアークは、お客様につき次の各号の事由が生じたときは、何らの通知・催告なく、本契約を解除することができるものとします。① 本約款の各条項の一に違反し、当該違反を是正するために相当期間を定めた催告後も是正されないとき ② 仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき ③ 公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき ④ 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき ⑤ 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき ⑥ 支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき ⑦ 本約款に著しく違反し、または信頼関係を破壊する行為をしたとき。
- 2.前項の解除は、ウイングアークからお客様に対する損害賠償の請求を妨げません。また、お客様が前項各号の一に該当した場合、ウイングアークに対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
- 3.第 1 項に基づき契約を解除した場合、ウイングアークは、お客様から既に受領した本サービスの料金の返還義務(販売代理店を経由した場合は販売代理店に対してお客様が支払済みの料金を含む)を負わないものとします。

第 22 条(反社会的勢力との関係を理由とする契約解除)

- 1.お客様およびウイングアークは、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認するものとします。① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2.お客様またはウイングアークは、前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができるものとします。
- 3.前条第2項および第3項の規定は、前項によりウイングアークが本契約を解除した場合に準用されるものとします。

第23条（本サービスの終了）

- 1.お客様が本約款に違反した場合、ウイングアークは、その裁量により、お客様のユーザアカウントを無効にし、あるいは本サービスの使用を停止、終了させ、本サービス内のデータの削除および廃棄をすることがあります。
- 2.ウイングアークは、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。① 廃止日の2か月前までにお客様に通知した場合、② 天変地異などの不可抗力によって本サービスを提供できなくなった場合。

第24条（お客様による補償）

お客様は、本サービスの違反利用もしくは本約款の違反により、あるいはこれに関連して発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費（弁護士費用を含む）について、ウイングアークを補償し、損害を生じさせないものとします。

第25条（第三者の権利侵害）

- 1.本サービス内容あるいはその利用方法等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害または侵害したとして、第三者からお客様に対して裁判上または裁判外の請求がなされた場合、お客様は、ウイングアーク（およびウイングアークが指定する第三者）に対して、速やかに当該請求の事実および内容を通知し、当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関して実質的な参加の機会およびすべての決定の権限（弁護士等の選任の決定を含むがこれに限られない）を与えるものとします。また、お客様がウイングアークにとって必要な協力をすることを条件として、ウイングアークは、自らの費用と責任において当該請求につき解決するものとし、また、これにより生じたお客様の損害を合理的な範囲で賠償するものとします。
- 2.前項の請求原因が、ウイングアークの責に帰すべからざる事由である場合、ウイングアークは、前項の責任を負担しません。

第26条（約款の変更）

ウイングアークは、本約款または本サービスの内容をいつでも変更することができるものとします。本約款または本サービス内容を変更する場合、ウイングアークは、お客様に対して、ウイングアークのホームページ等において、変更時期、変更後の約款内容を掲示するものとし、また、本サービスのお客様の管理者に対して電子メール等の電磁的方法などによる通知をするものとします。この場合、当該変更時期以降に本サービスを利用したときに、お客様は変更に同意したものとみなします。

第27条（再委託）

ウイングアークは、本サービス提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、ウイングアークは、自らの責任と負担により再委託し、当該再委託先に本約款に基づく一切の義務を遵守させるものとします。

第28条（フィードバック等）

ウイングアークは、お客様が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用し、または本サービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

第29条（存続条項）

第9条（財産権）、第12条（制限事項）、第13条（アクセス権）、第14条（お客様のデータの利用等）、第15条（秘密保持）、第18条（お客様の責任）、第19条（無保証および免責）、第20条（責任の限定）、第24条（お客様による補償）、第25条（第三者の権利侵害）、第28条（フィードバック等）、第30条（一般条項）は本契約の満了、解除または解約による終了後も存続するものとします。

第30条（一般条項）

- 1.本約款は、いかなる法域の抵触法の規定にかかわらず、日本国の法律に準拠するものとします。
- 2.本約款または本サービスに関連する一切の紛争、訴訟、請求および訴因については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3.本約款に別段の記載がある場合もしくはお客様とウイングアークの両者捺印形式の書面により明示的に本約款の各条項を変更するもしくは本約款に条項を追加する合意を除き、注文書や印刷されたフォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本約款の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。
- 4.本約款の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈され、他の条項は有効に存続するものとします。
- 5.本約款または本サービスの利用を理由に、お客様とウイングアーク間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係が発生するものではありません。また、ウイングアークが本約款の権利および条項を強制しなかった場合でも、ウイングアークが書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことにはなりません。
- 6.本約款は、本約款に別段の記載がある場合を除き、本約款の対象についてのお客様とウイングアークの間のすべての合意を構成するものであり、文書、口頭を問わずあらゆる事前および同時の交渉、議論、合意に優先するものとします。
- 7.お客様およびウイングアークは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。
- 8.お客様およびウイングアークは、本サービスの利用および運用にあたり、日本国の輸出管理に係る法令を遵守するものとします。
- 9.お客様は、お客様と販売代理店等の第三者（以下「当該第三者」といいます）との間において本サービスを契約（売買契約、リース契約等を含むがこれに限られない）の対象物とした場合であっても、本サービスに関する一切の請求・紛争等については、お客様とウイングアークの間で本契約の条件において解決するものとし、ウイングアークは本契約に記載された事項を除きいかなる責任も負わず、お客様と当該第三者との合意はウイングアークに影響しないことを同意するものとします。

第31条（他のプラットフォーム等に関する特別条項）

お客様が、本サービスのうち、他のプラットフォーム等と連携して利用される場合、以下の各条件が適用されます。

- 1.お客様は、連携サービスの利用に関して、当該他のサービスの提供元（以下「連携サービス提供元」といいます）が別途契約条件（約款、規約等の名称に限られません。以下「連携サービス契約条件」といいます）を定めている場合、連携サービス契約条件に承諾のうえ、またはお客様と連携サービス提供元との連携サービスに係る利用契約を締結する等により、利用する必要があります。お客様が連携サービス契約条件を承諾しない場合は、お客様は、当該他のサービスを利用することができません。また、連携サービス提供元が当該他のサービスをお客様に提供しない場合には、他のサービスとの連携に係る本サービスを利用できない場合があること、また、お客様が連携サービス提供元のシステムに保存したすべての電子的データおよび情報（以下「当該情報等」といいます）を連携サービス提供元のシステム外に送信する場合には当該情報等が連携サービス提供元のシステム外に送信されること、およびその範囲内で連携サービス提供元が当該情報等につき個人情報の保護、安全性または完全性につき責任を負わないことに同意するものとします。
- 2.他のプラットフォームとの連携に係る本サービスは連携サービス提供元が提供するサービスと連携して提供されるものであり、お客様は連携サービス提供元とそれらのサービスに関する利用契約が必要となる場合があることに同意するものとします。
- 3.連携サービス提供元が提供するサービスに関して、連携サービス提供元がお客様へのお客様の情報提供することを依頼した場合、ウイングアークは連携サービス提供元に対してお客様の関連情報を提供することをお客様は同意するものとします。
- 4.他のプラットフォーム等と連携に係る本サービスは、ウイングアークおよび連携サービス提供元間の契約に基づきウイングアークから提供されるものであり、当該契約が終了する場合本契約も終了するものとします。但し、ウイングアークは、可能な限り事前にお客様に対して本契約終了を通知するものとし、事後の対応についてお客様と協議するものとします。

5.お客様が、本サービスのうち“MotionBoard Cloud for Salesforce”を利用する場合、以下の各号を追加して適用します。

- (1)お客様は、株式会社セールスフォース・ドットコム(以下「SFDC」といいます)が提供するプラットフォームである「force.com」(以下「SFDC プラットフォーム」といいます)と共に社内利用するためのアプリケーションを開発してはならないものとします。ただし、お客様と SFDC との間で直接契約した場合はこの限りではありません。
- (2)お客様による SFDC プラットフォームの利用は、本サービスに含まれるオブジェクトおよび機能および本サービスの運用に絶対的に必要な機能に限られ、追加のカスタムオブジェクトを利用する SFDC プラットフォームの拡張を行うことはできないことをお客様は同意するものとします。また、本サービスの権利を、既存の SFDC 組織に加えることはできず、そのような組み合わせが必要な場合は、お客様は、必要な権利を SFDC から直接調達し、本サービスをサポート、運用、稼働させなければならないものとします。
- (3)お客様が、本サービスの利用ユーザ数は、SFDC と契約されているサービスのユーザ数以下である必要があります。
- (4)お客様は、本サービスに関する技術的な問合せは SFDC 等の第三者には連絡しないことに同意するものとします。また、お客様は、SFDC プラットフォーム以外の SFDC が提供するサービス(以下「SFDC サービス」といいます)の技術サポートは SFDC に直接連絡するものとし、ウイングアークが SFDC サービスの技術サポートを行わず、またその責任を一切負わないことに同意するものとします。
- (5)お客様は、SFDC が、技術的な問題の解決のためまたはお客様からの要望ご要望に基づくソリューションを提供するために、お客様による所定の手続後、お客様のユーザアカウントを利用して本サービス上または SFDC プラットフォーム(お客様のデータを含みますがこれに限られません)にアクセスすることがあることに同意するものとします。
- (6)秘密情報に SFDC のウェブベースのオンデマンドプラットフォームおよび SFDC サービス(それらの基礎となる技術およびアーキテクチャを含みます)が含まれるものとします。

第 32 条 (第三者利用)

1. ウイングアークは、本約款をお客様が遵守することを前提として、お客様による本サービスの利用目的のために必要な範囲(但し、非商用目的であるものとします)で、お客様が第三者に対して本サービスを利用させることを許諾します(本サービスの利用が許諾された第三者を「対象者」といいます)。なお、非商用とは、お客様が第三者に対して本サービスを利用させるにあたり、第三者から何等の金銭その他の対価をお客様が得ない場合またはウイングアークが別途認めた場合をいいます。
2. 前項に基づき対象者が本サービスを利用する場合、お客様は対象者に対して本約款と同等の条件を遵守させる義務を負い、かつ対象者による本サービスの利用につき一切の責任をウイングアークに対して負うものとします。なお、第三者による当該条件の違反はお客様による本約款の違反とみなすものとし、当該違反がある場合にはウイングアークは本サービスのお客様に対する利用許諾を終了させることができるものとします。
3. お客様が、本約款における日本国内限定での利用条件にかかわらず、本約款に基づき本サービスを日本国外の第三者に利用させる場合、日本国外での当該第三者の利用に関して条約・法令(輸出関連の法令および日本国外の現地法令を含むがこれらに限られない。以下同じ)の適用がある場合は当該条約・法令を遵守し、かつ対象者に遵守させること、また、当該条約・法令によってウイングアークに万が一損害が生じた場合は、お客様がその賠償責任をウイングアークに対して負うものとします。
4. ウイングアークは、第三者に対して本サービスを利用する場合に必要な各種コンテンツ(マニュアルを含むがこれに限らない)および本サービスに関する情報(障害等の情報を含むがこれに限らない)の提供の義務を負わないものとし、お客様がお客様の責任において対象者に提供するものとします。お客様は、本サービスに関して第三者からウイングアークに対し直接技術サポートの提供を依頼された場合でも、ウイングアークはそれに応じないことを承諾します。

以上

2014 年 12 月 1 日制定
2018 年 5 月 25 日改定
2020 年 3 月 1 日改定
2021 年 2 月 22 日改定
2021 年 5 月 14 日改訂
2022 年 7 月 1 日改定

モバイル空間統計データの利用上の禁止事項

- (1) モバイル空間統計データを、利用目的以外で利用すること
- (2) モバイル空間統計データを、第三者に開示または利用させること
- (3) モバイル空間統計データから特定の個人の識別を試みること(モバイル空間統計以外の情報と結合することにより試みることを含む)
- (4) モバイル空間統計データを個人が特定しうるモバイル空間統計データ以外の情報と容易に照合可能な状態におくなど、特定の個人を識別しうる状態におくこと
- (5) モバイル空間統計データについて公序良俗に反する利用をすること
- (6) 逆アセンブル、デコンパイル、リバースエンジニアリング、その他モバイル空間統計データを改変、結合、修正及び翻訳を行うこと、又はモバイル空間統計データにあらかじめ加えられた制限事項を回避しようとする事
- (7) モバイル空間統計データに含まれる商標、商号、著作権表示その他の権利表示の削除若しくは改変をすること

流動人口データ提供サービス利用規約

株式会社A g o o p（以下「当社」といいます。）は、流動人口データ提供サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従って本サービスを提供します。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「本サービス」とは、「ポイント型流動人口データ」や「メッシュ型流動人口データ」、「道路集計型流動人口データ」等の名称で、当社がスマートフォン向けアプリケーション等から得られる位置情報ログ等に各種クレンジング作業及び推計作業等を行い作成した人流及びペルソナ等のデータ及び仕様書やマニュアルなどの関連情報を提供するサービスをいいます。
- (2) 「本件データ」とは、本サービスを通じて提供される人流やペルソナ、統計情報などの各種データ（可視化等されたものを含むがこの限りではない）及び仕様書やマニュアルなどの関連情報のことをいいます。
- (3) 「契約者」とは、本規約に基づき当社が指定した「流動人口データ提供サービス利用申込書（以下「利用申込書」という。）」により当社と契約を締結し、本サービスを利用する企業・団体のことをいいます。
- (4) 「利用契約」とは、本規約及び利用申込書に基づき、当社と契約者の間で締結された個々の契約のことをいいます。
- (5) 「利用者」とは、利用契約に基づき本サービスを利用する契約者の部門又は従業員個人をいいます。
- (6) 「利用者情報」とは、本サービスを提供するために必要な利用者に関する情報をいいます。
- (7) 「本件システム」とは、契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定した環境下（サーバー、ハードウェア並びに通信設備等。これらに限定されないものとしません。）で稼働させるシステムをいいます。
- (8) 「成果物」とは、契約者が本規約及び利用契約に従って本サービスを使用し、作成したデータ及び資料・商品・サービス等の二次著作物のことをいいます。
- (9) 「販売パートナー」とは、お客様に本サービスを販売する当社の正規の第三者販売パートナーのことをいいます。

以下本文中において、当社が契約者に提供するデータ及びその関連する情報、プログラム等に言及する場合、特に定めのない場合も、そのすべての複製物も含むものとします。

第2条（本サービスの利用申込）

1. 本サービスの利用申込をする方（以下「利用申込者」という。）は、本規約に記載されている内容を承諾のうえ、利用申込書に本サービスの利用目的及び利用者等（以下「利用目的等」という。）の必要事項を記入し、当社又は販売パートナーに利用申込書を提出するものとします。
2. 当社は、提出書類の内容を審査し、利用申込を承諾するか否かについて利用申込者に通知するものとし、当社が本項に基づく承諾の通知をした時をもって、本サービスの利用契約が成立するものとします。
3. 当社は、利用申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合、承諾しない場合があります。
 - (1) 過去（利用申込した時点を含みます）に本規約の違反等により承諾が取り消され、又は強制解除されたことがある場合
 - (2) 利用申込書の内容に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
 - (3) その他、当社が不相当と判断する場合
4. 当社は、利用申込を承諾した後であっても、承諾した契約者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承諾を撤回できるものとします。

第3条（本サービスの利用）

1. 当社は、本サービスの利用契約が成立した後、契約者に対して本サービスを提供します。
2. 当社は、契約者に対し、本規約及び利用契約の範囲内に限り、非独占的に本サービス及び本件データの利用を許諾するものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、日本国内法及び適用のある外国法を遵守することに同意したものとします。
4. 契約者は、本規約に従って、本サービス及び本件データ、成果物を利用するものとします。
5. 契約者は、利用契約に定める利用目的等に必要範囲内に限り、本サービス及び本件データ、成果物を利用するものとします。
6. 契約者は、本件データを厳重な注意をもって管理するものとします。
7. 契約者は、本件データの提供又は納入後、速やかに利用契約の内容に合致していることを検査・確認するものとします。
8. 契約者は、前項の検査・確認の結果、本件データに実質的に合致しない点を発見した場合、当該本件データの提供・納入日より45日以内（以下「保証期間」という。）に当社へ通知を行うものとし、当社と契約者で協議の上、両者で不具合を確認した場合は、当社は、その不具合に対し是正の上、契約者に対し当該本件データの補修又は、再納入を行うものとします。
9. 契約者は、本規約及び利用契約の範囲内で成果物を配布又は提示、公表する場合には、当社と契約者の間に事前の書面（電子メールを含む）による特段の取り決めがない限り、成

果物の作成に使用した本サービスの提供元が当社である旨を「データ提供元：(株)Agoop」等の方法で明記するものとします。

10. 契約者は、本サービス及び本件データ、成果物の全部又は一部を第三者に譲渡又は貸与又は販売する場合、当社に対して事前に書面による通知を行い、当社から許諾（電子メール等の方法による許諾を含む）を得るものとします。
11. 契約者は、利用契約が終了した際には、当社と契約者の間に事前の書面による特段の取り決めがない限り、直ちに本サービス及び本件データの削除・消去を行うものとします。なお、当社は、契約者にて本件データの削除が完了したことを確認することができるものとします。

第4条（ユーザーID等の発行及び管理）

1. 本サービスがオンライン形式（サーバ連携等を含む）で提供される場合、当社は、本サービスの利用に必要なユーザID及びパスワード等（以下「ID等」といいます。）の発行及び通知、利用権限の設定等を行うものとします。
2. 契約者は、ID等を厳重な注意をもって管理するものとし、利用者以外の者にID等を開示し、又は利用させてはならないものとします。
3. 契約者のID等の管理不十分、第三者による使用等により契約者に生じた損害については、当社及び販売パートナーは一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者のID等が第三者によって使用されたことにより当社に損害が生じた場合、契約者は、当社に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 契約者は、ID等を利用者以外の者に開示もしくは漏洩、紛失、失念した場合、またはID等が第三者に不正に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第5条（契約者に対する通知）

当社の契約者に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行われるものとします。

- (1) 契約者の電子メールアドレスへの電子メール送信
- (2) 本サービスに関するウェブサイトへの掲載
- (3) 契約者への文書の郵送
- (4) 前各号の他、当社が適当を判断する方法

第6条（当社に対する通知）

契約者の当社に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行われるものとします。

- (1) 当社が別途指定する電子メールアドレスへの電子メール送信
- (2) 当社が別途指定するウェブサイトからの投稿
- (3) 当社が別途指定する宛先への文書の郵送

第7条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用に際し、次の各号の行為又はこれに類する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービス及び本件データを解析、解読、復元、他の情報との照合、その他の方法の如何を問わず、個人特定や個人追跡等のプライバシーの侵害、及び日本国法に抵触する恐れのある方法で使用する行為。
- (2) 本サービス及び本件データ、成果物の全部又は一部を本規約及び利用契約に定める範囲を超えて利用する行為。
- (3) 本サービス及び本件データ、成果物の全部又は一部を有償、無償を問わず、当社の事前の書面（電子メールを含む）による承諾を得ずに、本規約及び利用契約に定める範囲を超えて、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、様態を問わず第三者に開示又は閲覧・利用させる行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (5) 当社又は第三者に不利益を与える又は与えるおそれがある方法で使用する行為
- (6) 法令に違反しもしくは違反のおそれのある行為、又は法令に違反しもしくは違反のおそれのある情報を第三者に提供する行為
- (7) 当社の事前の書面（電子メールを含む）による承諾なく、本サービスを通じて入手したデータ及び情報、プログラム等の改変、翻案、編纂、修正、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング等を行う行為
- (8) 本サービス及び本件データ、成果物を本サービスと競合するサービスの開発又は改善等のために利用する行為。
- (9) 本サービスの運営を妨げるような行為
- (10) 当社及び本サービスの信用を毀損するような行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（使用状況の報告等）

1. 契約者は、本サービス及び本件データの使用又は利用状況について当社から請求があった場合は、速やかに報告を行うものとします。
2. 当社が、本サービス及び本件データの使用又は利用状況について改善する必要があると判断した場合、当社は契約者に対して改善を要求することができるものとし、契約者は直ちに改善策を講じるよう商業上合理的な努力をするものとします。

第9条（本サービス提供の一時中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を一時中止することができるものとします。

- (1) 本件システムの保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社又は他の事業者の設備障害等の発生、その他その防止のためにやむを得ない場合
 - (3) その他運用上又は技術上の必要かつ相当な理由があると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 本条第 1 項により本サービスが中止（本サービスの全部又は一部を提供できなかった場合も含む）され、契約者又はその他の第三者に損害が生じた場合であっても当社及び販売パートナーは一切の責任も負わないものとします。

第10条 （サービス利用料）

1. 本サービスの利用料（以下「サービス利用料」という）は、利用申込書において定められるものとし、契約者は、契約者と当社で別途決定した条件に従い、サービス利用料を支払うものとします。
2. 契約者が当社に対するサービス利用料の支払いが行われない場合、当社は支払い期日の翌日から起算した遅延日数に応じて、年 14.6%の利率を乗じた金額を遅延利息として契約者に請求できるものとします。
3. 契約者の当社に対する支払いは、当社が指定する銀行口座への現金振り込みによるものとし、その振り込み手数料は契約者の負担とします。
4. 当社は、契約者が既に支払った本サービスの利用料について一切返金しないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合を除きます。
5. 販売パートナーから本サービスを注文する場合は、本条第 1 項から第 4 項までの条項は本サービスに適用されないものとし、本サービスの利用料及び支払い条件等は契約者と販売パートナーとの間で取り決め、すべての支払いは契約者と販売パートナーとの契約に従い、販売パートナーに対して直接行われるものとします。

第11条 （強制解除及び使用の差し止め）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通知催告等何らの手続き及び既払いのサービス利用料の返還を要することなく、当該契約者との利用契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとし、本サービス及び本件データ、成果物の当該使用許諾を終了して使用を差し止めることができるものとします。
 - (1) 契約者が本規約又は利用契約の定めに違反した場合において、当社がその是正要請を書面もしくは電子メールで通知した後、15日以内に改善がみられない場合
 - (2) サービス利用料を滞納した場合
 - (3) 支払停止又は支払不能に陥った場合

- (4) 自ら振り出し又は裏書した手形、小切手が1回でも不渡りとなった場合
 - (5) 差押え、仮差押え、競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、もしくはなした場合又は特定調停の申立てをなした場合
 - (7) 合併によらない解散又は事業の全部もしくは重要な部分の譲渡の決議をした場合
 - (8) 営業を廃止した場合
 - (9) 監督官庁より営業停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (10) 自ら又はその代表者の所在が不明となった場合
 - (11) その他前各号に準じる事由が生じ、信用状態が悪化し、又は利用契約を継続しがたい重大な事由が発生したと合理的に認められる場合
 - (12) 契約者又はその関係者が、第16条（反社会的勢力の排除）第1項各号に規定する者であることが判明した場合。
 - (13) 契約者又はその関係者が、第16条（反社会的勢力の排除）第2項各号に規定する行為を行なった場合。
 - (14) 前各号の他、利用契約の履行にあたり契約者において不正な行為があった場合など、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止又は契約を解除することが適当と当社が判断する場合
2. 当社が本条第1項の規定により本サービス及び本件データ、成果物の使用を差し止めた場合は、契約者は、直ちに契約者のコンピュータ等から本サービス及び本件データ、成果物の削除・消去を行うものとし、契約違反行為によって得られた複製物、改変物その他派生物についても同様の措置をとるものとします。
 3. 当社が本条第1項の規定により解除権を行使したことで契約者に損害が生じても、当社及び販売パートナーは、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
 4. 契約者は、本条第1項各号のいずれか一つに該当した場合、本サービスの利用契約の解除の有無にかかわらず、当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第12条 （サービスの終了）

1. 当社は、3ヶ月前までに予め契約者に対して通知することによって、本サービスの一部ないし全部を終了することができるものとします。
2. 前項の定めに関わらず、天災地変、戦争、その他不可抗力による当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できないやむを得ない事情がある場合はこの限りではなく、当社は、事前の通知を行うことなく、即時に、本サービス等の一部ないし全部を終了することができるものとします。
3. 本条第1項の規定により利用契約の解約をする場合、当社は、契約者に対し、既に受領しているサービス利用料のうち、解約が成立した日の翌月から契約満了日が属する月まで

の残月に対応する金額を返金するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由の場合に限ります。

4. 本条第1項又は第2項によるサービスの終了により、契約者又はその他の第三者に損害が生じた場合であっても当社及び販売パートナーは一切の責任も負わないものとします。

第13条 (本規約の変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約の変更予定日より1ヶ月前までに契約者へ通知することにより、本規約を随時変更できるものとします。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 契約者は、前項の変更について同意できない場合は、本規約の変更後1ヶ月以内に当該変更を不服とする旨を当社に通知した上で利用契約を解約できるものとします。なお、契約者は、当社及び販売パートナーに対して当該解約に係る一切の損害賠償請求を行わないものとします。

第14条 (知的財産権等)

1. 本サービス及び本件データに関する著作権、特許権その他の知的財産権をはじめとする一切の権利（以下「知的財産権等」という。）は、引き続きすべて当社に帰属するものとし、契約者は、本規約及び利用契約に基づいて本サービス及び本件データを利用することができるものであり、本サービス及び本件データに関する知的財産権等を取得するものでないことに承諾するものとします。
2. 契約者が本サービス及び本件データを利用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害する何らかの申出、訴え、請求等がなされた場合は、契約者は、速やかに当社にその事実を通知するものとし、当社及び契約者は協議の上、当該第三者との当該紛争を解決することができるものとします。
3. 契約者は、本サービス及び本件データの利用に伴い当社及び原権利者の知的財産権を侵害した場合、当社及び原権利者へその損害を賠償するものとします。

第15条 (地位の譲渡等の禁止)

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約上の権利義務又はその地位を第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他処分をしてはならないものとします。

第16条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、自ら又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

- 以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり (資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない) を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
2. 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動 (自ら又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない) をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第17条 (秘密保持)

1. 当社及び契約者は、相手方から秘密である旨を指定された情報 (以下「秘密情報」といいます。) を秘密に保持するものとし、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次に掲げる情報は秘密情報としないものとします。
 - (1) 相手方より提供されたときに、既に所有していたもの。
 - (2) 相手方より提供されたときに、既に公知又は公用となっていたもの。
 - (3) 相手方より提供された後に、被提供者の責めによらずして公知又は公用となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに入手したもの。
 - (5) 相手方より提供された情報を利用することなく独自に開発したもの。
2. 前項の規定にかかわらず、当社又は契約者が前項の規定に違反し、相手方に損害を与えた場合は当該損害の賠償をするものとします。

第18条 (個人情報保護)

当社は、利用申込書への記載により取得した個人情報の取り扱いについて、プライバシーポリシーに別途定めるものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

第19条 （情報漏洩時の対応）

当社及び契約者は、第17条（秘密保持）及び第18条（個人情報の保護）に定める規定における漏洩の事実を知った場合、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとします。

第20条 （免責）

1. 当社は、第3条第8項に定める保証期間を過ぎた本件データについては、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービス及び本件データに関し、性能品質、動作、商品性、契約者の利用目的に適合すること、また、本サービス及び本件データ（可視化等されたものを含むがこの限りではない）の正確性、完全性、有用性又は網羅的であることについて明示的、黙示的を問わず、いかなる種類の保証も行わないものとします。

第21条 （損害賠償）

1. 当社は、当社が本規約及び利用契約に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に生じた通常損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が当社に支払ったサービス利用料の総額を限度とします。
2. 前項の範囲をもって、当社の責に基づく補償及び賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、本条第1項の請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を失うものとします。
4. 当社は、契約者が本規約等に違反したことにより当社に損害が生じた場合、当該契約者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。
5. 契約者が本規約に定める条件を遵守せず問題が発生した場合、契約者は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

第22条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、日本国法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約のほかの部分、継続して完全に効力を有するものとします。

第23条 （存続条項）

利用契約が終了した場合も、第17条（秘密保持）の効力は利用契約終了後3年間が経過するま

で存続し、第3条（本サービスの利用）第3項及び第4項、第5項、第9項、第10項、第11項、第4条（ユーザーID等の発行及び管理）第3項、第4項、第7条（禁止行為）、第11条（強制解除及び使用の差し止め）第2項、第3項、第4項、第14条（知的財産権等）、第15条（地位の譲渡等の禁止）、第16条（反社会的勢力の排除）、第18条（個人情報保護）、第19条（情報漏洩時の対応）、第20条（免責）、第21条（損害賠償）、第22条（分離可能性）、第23条（存続条項）、第24条（準拠法及び合意管轄）、第25条（協議）の各条項は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第24条 （準拠法及び合意管轄）

1. 本規約及び利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。
2. 本規約及び利用契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 （協議）

本規約及び利用契約に定めのない事項、その他利用契約に関して疑義が生じた場合、当社及び契約者は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとします。

以上

附則（適用期間）

2021年1月8日 公開

2021年10月11日 改定

2022年4月1日 改定

2022年6月1日 改定

2023年7月1日 改定

2023年7月18日 改定